統合新病院建設事業費に係る説明会における両者の考え方(まとめ)

第1回説明会:平成 27 年3月 20 日 第2回説明会:平成 27 年4月 23 日

		大林・山下グループ	加賀市
	プロポーザル時及び契		○ 本事業はプロポーザル提案に基づき契約したものであり、加賀市から条件等の変更を
	約締結時における労務		求めたことはない。
	単価の将来予測につい		
	7	○ プロポーザル審査時における委員からの質問に対して 「経済的リスクは受	○ プロポーザル審査時における委員からの質問に対しての回答は、 全般的な内容として
	【論点】	注者において負担する。」と回答した趣旨は、すべてのリスクではなく限定	不測の事態が発生した際の経済的リスクについては受注者側で負担するもの と認識し
	建設技能労働者の賃金につい	的な内容 について回答したと認識している。 	ている。
(1)	ては、平成 24 年 10 月のプロ		
(1)	ポーザル参加表明時と平成 25	○ 平成25年3月に国土交通省から公表されている「公共工事設計労務単価」	〇 平成 25 年 3 月に国土交通省から公表されている「公共工事設計労務単価」の決定に 際して、平式 24 年 40 月に今日の東世紀から社出 調査している 3 はた際 ホラス は 大
	年3月の契約締結時において、	の決定に際して、平成 24 年 10 月に全国の事業所から抽出調査されている	際して、平成 24 年 10 月に全国の事業所から抽出調査していることを踏まえると、大
	将来の変動は予測可能ではな	こと、及びその抽出調査の対象範囲とされていたことは認識している。 	林・山下グループも当該調査の対象である。 《加賀市資料 1 参照》
	かったか。	│ │○ しかしながら北陸地方の実勢価格として、全国で起こっている物価変動は	
		○ ***********************************	の公共工事設計労務単価の上昇率について把握又は予測はできたと考える。 ただし、平
		「例 () () () () () () () () () (成 25 年 4 月以後の上昇については予測できないものとして考慮の対象とする。
			《加賀市資料2参照》
	 労働者の雇用に伴い必	 ○ 労働者の雇用に関する必要経費の増額については「公共建築工事共通費積	
	要な経費の考え方につ	算基準」の仮設経費、現場管理費に項目が含まれていることは承知している。	点において、国土交通省が公表している「公共建築工事共通費積算基準」の仮設経費、
	いて		現場管理費に計上することとされている。このため、プロポーザルに応募した平成 24
	 [論点]	〇 実勢価格としての必要経費は、平成 24 年 10 月のプロポーザル審査時点	年 10 月時点では、その時点の労務単価に応じて事業主が負担すべき「必要経費」は既
(2)	は端点 労働者の雇用に関して国が示	では、低く抑えて見積もることができたが、 その後の上昇については想定で	に見積もり済みであり、 平成 26 年 1 月の国土交通省の通知は新たな増額を要望する根
	している労務費(賃金)とその	きなかった。	拠とはなりえないと考える。
	他人件費(必要経費)の関係を	《事業者資料 1 参照》	《加賀市資料 3,4,5,6,7,8 参照》
	どのように考えるか。		○ 労働者の雇用に関する必要経費として 考慮すべき対象としては平成 25 年 4 月以後の
			労務単価に係る上昇分のみと考える。 《加賀市資料 9 参照》
	プロポーザル時及び契	〇 資材費については、プロポーザルに応募した平成 24 年 10 月時点、契約	○ 資材については、少なくとも平成 25 年 4 月までの資材単価上昇分は見込めたはずで
	約締結時における資材	を締結した平成 25 年 3 月時点及び実施設計を行った平成 26 年 3 月時点で	あり、また、平成 25 年 3 月の契約締結時、平成 25 年 10 月の基本設計時、平成 26 年
	費の将来予測について	の騰落率は様々な動きを見せているが、全体として おおむね 15%程度上昇	3月の実施設計時のそれぞれの時点において、資材の高騰を見越して一定程度の発注が
		<u>している。</u>	可能であったはず。このため、 全ての資材について一律 15%の増額を要望する根拠と
153			はなりえないと考える。
(3)	【論点】		
	資材費の高騰の状況について、	〇 また、資材の高騰を見越して事前に発注することはできない。通常はそれ - ごねの窓はお※悪にわる時間の約2.か日前窓はお間度である。 ※注に際に	
	プロポーザルに応募した平成		22 年を基準とする指数によると、平成 25 年と平成 27 年との比較では 7 ポイントの上
	24年10月時点で、どこまで予	ては実施設計の完成と労務者の確保を考慮する必要がある。 	昇である。 ○ 今後、姿は悪の内容を特殊する。
	測できたか。 	《事業者資料 2 参照》	〇 今後、資材費の内容を精査する。 //加賀寺姿料 10.11 参照》
			《加賀市資料 10,11 参照》